

## 御代田町すくだすポイント制度 Q&A (令和7年度版)

### 《対象活動について》

Q1. どのような団体（活動）が対象となるのか。指定申請をしても対象とならない場合があるのか。

以下に該当する団体および活動等が対象となります。

- (1) 町内の介護保険施設・事業所
- (2) 町内の保育園、幼稚園、小中学校及び児童館
- (3) 町内の障がい者施設・事業所
- (4) 町が設置するボランティアセンターに登録している団体
- (5) 町が管理する施設・事業等
- (6) 町や社会福祉協議会が主催する高齢者支援に関する講座等
- (7) 地区社協が主催する活動
- (8) シニアクラブが主催する活動
- (9) 町の社会教育団体、公民館活動として登録している団体
- (10) 御代田町スポーツ協会に登録している団体
- (11) 規約を定めている団体
- (12) 町が主催する介護予防教室等

Q2. 数人のメンバーで定期的に集まっている活動は対象となるのか。

Q1に該当する団体等で、かつ他の参加者も受け入れている場合は対象となります。決まったメンバーのみで活動している場合は対象となりません。

Q3. 活動先が町外となる場合も対象となるのか。

(例) 町外の大会に参加する場合など

団体の規約や活動計画に基づいて適正と認められる活動であれば対象となります。

Q4. 団体での集まり以外に、各自自宅で活動している場合も対象となるのか。

(例) 自宅で個人練習をしている場合など

団体としての活動日に参加した活動が対象となります。個人練習や個人での制作活動は、団体としての活動であっても対象となりません。

Q5. 地区のどんと焼きなどは対象となるのか。

地区の行事は、介護予防活動ではなく自治活動にあたるため、対象となりません。

Q6. サロンの運営について、内容は何でもよいのか。

外出し社会参加をすることが介護予防とうたわれているため、活動内容は運動などに制限しません。団体の規約や活動計画に基づいて適正と認められる活動であれば対象となります。

## 《申請について》

Q7. 申請は団体ですか、個人ですか。

ポイント付与の対象活動として登録する場合は、団体等が「指定申請」をします。また、活動に参加しポイントを集める場合は、個人が「参加申請」をします。

Q8. 地区社協のサロン活動を対象としたい場合、地区社協として申請するのか、団体として申請するのか。

地区社協として複数の活動を対象としたい場合は、地区社協としてまとめた申請となります。お渡しするスタンプも1つとなりますので、適切な管理、運用をお願いします。

他の活動を対象とせず、サロン活動のみを対象としたい場合は、団体としての申請も可能です。

Q9. 公民館活動を対象としたい場合、団体ごとの申請が必要か。

公民館活動として複数の活動を対象としたい場合は、公民館としてまとめた申請となります。お渡しするスタンプも1つとなりますので、適切な管理、運用をお願いします。

活動が1つのみの場合は、団体としての申請も可能です。

Q10. 公民館活動として申請する場合、規約は必要か。

Q1の(9)町の社会教育団体、公民館活動として登録している団体に該当する場合は、規約の提出は必要ありません。

Q11. 公民館を使用した有志の活動も、公民館活動として申請できるのか。

公民館活動とは、地区の分館活動として生涯学習係に補助金の申請をしており、かつ定期的に活動しているものを指します。有志の活動は対象となりません。

有志の活動を指定団体とする場合は、規約の提出が必要です。

Q12. 地区社協の活動と公民館活動をまとめて申請することはできるのか。

地区社協の活動と公民館活動をまとめて申請することはできません。それぞれで申請していただく必要があります。

Q13. 町のボランティアセンターに登録している団体も、個別に指定申請することはできるのか。

(例) 地区の有志のサロン活動をボランティアセンターに登録している場合など

ボランティアセンターに登録しているボランティア団体については、基本的には社会福祉協議会が団体の代表となり、指定申請、スタンプの管理、ポイントの付与を行います。(平日の8:30~17:00)

ただし、地区のサロン活動など、その都度社会福祉協議会へスタンプをもらいに行くのが大変な場合などは、各団体が個別に指定申請をすることも可能です。

Q14. 申請書はダウンロード可能か。またオンラインでの申請は可能か。

申請書は町のホームページからダウンロードが可能です。またオンライン申請も可能です。

Q15. 申請書に添付する活動内容がわかるものは文書か。活動中の写真も添付する必要があるか。

写真の添付は必要ありません。箇条書きでもよいので申請書に記入していただくか、年間計画等を添付する場合は、申請書に「別紙参照」と記入していただいても問題ありません。

Q16. 社会教育団体の場合、申請書に添付する年間計画は生涯学習係にも提出している。保健福祉課において生涯学習係からコピーなどをもらうことはできないか。

それぞれ別の事業に対する申請のため、添付書類も別に提出していただく必要があります。

Q17. 申請書の提出は2/20（金）を過ぎてしまってもよいか。

参加希望者へお渡しする対象活動一覧表作成のため期限を設けていますが、申請は随時可能です。2/20以降の申請についても、随時一覧表へ追加していきます。

Q18. 代表者が変わった場合も変更届は必要か。

団体等の代表者が変わった場合、変更届の提出が必要です。

## 《ポイントの付与について》

Q19. ポイントの付与は誰がするのか。

各団体および活動等の責任者がスタンプを管理し、参加者へポイントを付与します。

ただし、次の場合はその限りではありません。

- (1) 町が設置するボランティアセンターに登録している団体  
→社会福祉協議会がスタンプの管理および参加者へのポイント付与を行います。  
※平日の8:30~17:00のみ対応
- (2) 町の社会教育団体として登録している団体  
→エコールみよたの事務所でスタンプを管理し、都度スタンプを貸し出します。ポイントの付与は団体の責任者が行います。

Q20. 団体や活動の責任者にもポイントを付与してよいのか。

責任者の方が、活動に参加しポイントを集めるための「参加申請」をしていれば、ポイントを付与することができます。

ただし、責任者に限らず、活動の参加者が活動に対する謝礼や日当、役員手当などをもらっている場合は、ポイントの付与はできません。

Q21. 40歳以上65歳未満の方が活動に参加した場合も、ポイントを付与できるのか。

40歳以上65歳未満の方については、高齢者に関するボランティア活動、高齢者支援に関する講座等への参加のみがポイントの対象となります。それ以外のボランティア活動、自身の介護予防のための活動は対象なりません。

年齢	ポイントの対象			
	自身の介護予防を目的とする活動	ボランティア活動全般	65歳以上の方に対するボランティア活動	高齢者に関する講座等への参加
65歳以上	○	○	○	○
40歳以上 65歳未満	×	×	○	○

Q22. どのような活動が2ポイントとなるのか。

2ポイントとなる活動は次のとおりです。

- (1) Q1の(1)～(5)での活動
- (2) Q1の(6)への参加
- (3) Q1の(7)の活動において担い手として携わる場合
- (4) Q1の(11)で申請している活動において担い手として携わる場合

Q23. 参加者の送迎をした場合は、ボランティアとして2ポイントを付与できるのか。

短時間の送迎のみ行う場合はポイントの付与はできませんが、送迎の合間に活動の担い手として携わる場合は、ポイントの付与ができます。送迎については、御代田町地域支え合い型移動支援補助金交付制度もございましたのでご活用ください。

Q24. 活動終了後の片づけをした場合は、ボランティアとして2ポイントを付与できるのか。

活動終了後の片付けについては、ポイントの付与はできません。

Q25. 社会教育団体としてきなんしまつりで福袋を作成、販売し、売り上げを社会福祉協議会に寄付する場合は、ボランティアとして2ポイントを付与できるのか。

ボランティアとしての2ポイントの付与はできませんが、自身の介護予防活動として1ポイントを付与することはできます。

ただし、売り上げが個人の収入となる場合は、ポイントの付与はできません。

Q26. シニアクラブの1泊2日の旅行は、1日につき1ポイントを付与できるのか。

2日間に渡るものであっても1つの事業と捉られるため、付与できるポイントは1ポイントのみです。シニアクラブの旅行に限らず、各団体で実施する研修旅行等においても同様です。

Q27. 2ポイントを付与できる団体（ボランティア団体等）が勉強会を開催した場合、何ポイント付与できるのか。

2ポイントを付与できる団体であっても、勉強会や研修会は1ポイントの付与になります。

Q28. 参加者が1日に複数の活動に参加している場合、その都度ポイントを付与してよいのか。

1日の活動に制限はありませんが、付与できるポイントの上限は1日に2ポイントまでです。2ポイントを超えてポイントを付与することはできません。

(例1)

午前に介護予防活動（1ポイント）に参加し、午後にボランティア活動（2ポイント）に参加した場合

→本来ボランティア活動をした場合のポイント付与は2ポイントですが、午前には1ポイントが付与されているため、午後は1ポイントのみ付与できます。

(例2)

午前にはボランティア活動（2ポイント）に参加し、午後に介護予防活動（1ポイント）に参加した場合

→午前には2ポイントが付与されているため、午後はポイントの付与はできません。

(例3)

午前、午後に1度ずつ介護予防活動（1ポイント）に参加した場合

→午前、午後ともに1ポイントが付与できます。

Q29. 6月に指定申請をした場合、4月にさかのぼってポイントを付与することはできるのか。

指定申請前にさかのぼってポイントを付与することはできません。6月に指定申請をした場合は、6月以降の活動がポイント付与の対象となります。

Q30. 活動当日にポイントカードを忘れた場合、次の活動日にまとめてポイントを付与することはできるのか。

ポイントの付与は活動当日のみが対象です。ポイントカードを忘れた場合、後から付与することはできません。

Q31. ポイントを付与する際に気を付けることはあるか。

ポイントが付与する際は、次のことに注意してください。

1. 活動内容は適正か
2. ポイントの決定
  - ①年齢の確認
  - ②謝礼や日当などをもらっていないか
  - ③ポイントの種類の確認（1ポイントか2ポイントか）
  - ④ポイントカードに日付の記入があるか
  - ⑤1日のポイントの上限を超えていないか

### 《ポイントおよびポイントカードについて》

Q32. ポイントは翌年度に繰り越せるのか。

ポイントの繰り越しはできません。

Q33. ポイントカードを紛失してしまった場合、ポイントの再付与は可能か。

ポイントカードを紛失した場合、カードの再発行は可能ですが、ポイントの再付与はできません。

Q34. 紛失したポイントカードが見つかった場合、それまでためていたポイントは有効か。

紛失したポイントカードが見つかった場合、ためていたポイントは有効になります。地域包括支援係（役場8番窓口）でポイントをまとめますので、古いポイントカードと新しいポイントカード両方をお持ちください。

Q35. ポイントの交換はいつまでか。

ポイントの交換期限は、翌年の4月末までとなります。

Q36. 本人に代わって、家族や代理人がポイントの交換申請をすることはできるのか。

ポイントの交換は、本人申請が原則となります。家族や代理人が申請をする場合は、本人自筆の委任状が必要となります。

Q37. ポイントを貯めていた本人が亡くなった場合、家族が本人に代わってポイントの交換申請をすることはできるのか。

ポイントを他人に譲渡することはできないため、本人が亡くなった場合は、代理の申請はできません。

Q38. 交付金を受け取る口座は、本人のものでなくてもよいのか。

口座の指定はありません。ただし、交換申請は原則本人となります。代理の方が申請する場合は、本人自筆の委任状が必要となります。

Q39. ポイントカードに活動の日付は入るのか。

日付を記入する欄がありますので、参加者本人に記入してもらいます。スタンプを押す際は、日付が記入されているか必ず確認をしてください。

Q40. ポイントカードの管理は誰がするのか。

ポイントカードは参加者が管理します。団体等が管理する必要はありません。

## 《活動の参加について》

Q41. 活動に参加したい場合、申請は誰がするのか。

基本的には、参加を希望する個人が町に申請をし、町から個人にスタンプカードをお渡しします。

Q42. 自分で申請することができない方もいるので、団体でまとめて申請してもよいか。

団体でとりまとめて申請することも可能ですが、申請書には個人情報に関する同意欄もあるため、必ず本人が記入してください。  
また、申請が重複しないよう本人に申請の有無を確認してください。

Q43. 参加申請はいつから可能か。

3/2（月）から受付を開始します。

《その他》

Q44. 現在の高齢者支え合いポイント制度は終了するということか。

令和8年3月末まで実施し、令和8年4月からずくだすポイント制度に切り替わります。現行制度のポイント交換期限は4月末までとなりますので、交換を希望される場合はご注意ください。

また、これまでポイント付与の対象として指定申請していた団体等も、新たに指定申請が必要となります。